

鳥取縣公報

昭和十七年三月十日
第千三百十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

◇鳥取縣令第二十四號

昭和十六年九月縣令第四十四號保健婦規則施行細則中左ノ通改正ス

昭和十七年三月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十一條ノ次ニ左ノ五條ヲ加ヘ第十二條中「前條」トアルヲ「第十一條」ト改ム

第十一條ノ二 保健婦ハ縣民ノ健康ヲ増進シ体力ヲ向上セシムル目的ヲ以テ縣ヲ區域トスル保健婦協會ヲ設立シ會則案ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クベシ

會則又ハ役員ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

第十一條ノ三 保健婦業務ニ従事スル者ハ前條ノ保健婦協會ノ會員トス

第十一條ノ四 保健婦協會ノ會則ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱並事務所々在地
- 二 旅行事項ニ關スル規定
- 三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定
- 四 會議ニ關スル規定
- 五 經費ノ分賦、徵收及收支ニ關スル規定
- 六 財産ノ管理、處分ニ關スル規定
- 七 其ノ他會務遂行ニ必要ナル規定

第十一條ノ五 保健婦協會、會議ヲ開催セントスルトキハ五日以前ニ其ノ議案ヲ閉會シタルトキハ十日以内ニ其ノ決議シタル事項ヲ會議開催地ヲ管轄スル警察署ヲ經由シ、庶務及會計ニ關スル事項ハ毎年四月末日迄ニ前年度分ヲ事務所々在地ヲ管轄スル警察署ヲ經由シ知事ニ届出ヅベシ

第十一條ノ六 知事ニ於テ保健婦協會ノ議案若ハ選舉又ハ施行ス

00012

嘱託員名	解囑員名	擔當調査範圍	執行場所	年月日
調査員 氏名	調査員 氏名	番號 郡市町村名	執行場所	年月日
田淵 政雄	一五 岩美郡 浦富町	浦富町役場	昭和十七年三月三日	
白波瀨乙次	眞岡 滋 一六 同 東 村 東 村 役場	同	同	
河邊昇次	二三 八頭郡 入上村	同	同	
坂本音三	二八 同 用瀬町	同	同	
秋山 祐之	河田一堯 三六 同 佐治村	佐治村役場	同	
藤原惣治	三八 同 池田村	同	同	
士井憲太郎	四一 同 中私郡村	中私郡村役場	同	
藏内 繁明	四二 同 下私郡村	下私郡村役場	同	
朝倉 辰藏	田畑房治 四六 氣高郡 湖山村	湖山村役場	同	
山本 馨	安野艶一 四九 同 寶木村	寶木村役場	同	
矢倉 金春	二九 八頭郡 智頭町	智頭町役場	同	

鳥取縣告示第百二十二號
 馬匹去勢法施行規則第十七條ニ依リ昭和十七年度馬匹去勢ヲ左記ノ通施行ス依テ去勢スベキ牡馬ノ所有者又ハ管種人ハ去勢開始時刻迄ニ該馬匹ヲ最寄ノ去勢所ニ牽付クベシ
 昭和十七年三月十日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

去勢期日	時 刻	去 勢 場 所	區 域
四月十一日	自午前八時 至午前十一時	岩美郡宇倍野村聯隊前	因幡馬種村場
同 十二日	同	八頭郡船岡村家畜市場	
同 十三日	同	東伯郡倉吉町同	
同 十四日	同	東伯郡浦安町同	
同 十五日	同	西伯郡名和村馬育成所	
同 十六日	同	米子市勝田町家畜市場	
同 十七日	同	日野郡溝口町同	
同 十八日	同	日野郡石見村同	

縣下一圓

正 誤

二月十七日鳥取縣告示第八十九號中三頁下段一九行目下段「浦富町牧谷村組合」ハ「浦富村牧谷村組合」ノ誤

00013

彙 報

昭和十七年度米穀増産計畫と努力點

必勝の根基は倉糧確保
 銃後農民の奮闘を期待

(農務課)

米穀増産計畫

郡市別	事項	生産目標		内 容		作 付		別		反當生産計畫目標	
		數量	石	基準數量	石	水 稻	陸 稻	水 稻	陸 稻	水 稻	陸 稻
鳥取市		一八、八〇〇	石	一七、七五五	石	一、〇四五	九	七、九三三	二、六六六	一、六六六	二、六六六
米子市		一八、〇〇〇	石	一八、〇〇〇	石	一、三三〇	二	八、〇〇〇	二、四四四	一、四四四	二、四四四
岩美郡		七、一五五	石	七、一六九	石	三、四六七	七	三、四六七	三、四六七	三、四六七	三、四六七
八頭郡		一〇四、六五五	石	九七、一五六	石	四、七六七	二七	四、九四四	二、三三四	一、〇〇〇	二、三三四
氣高郡		一〇〇、一三三	石	九三、七〇〇	石	四、八八三	四三	四、五三六	二、三三八	一、〇〇八	二、三三八
東伯郡		三三、九五五	石	三二、九四〇	石	一、五〇三	二	一、五〇三	一、五〇三	一、五〇三	一、五〇三
西伯郡		一五、〇五〇	石	一四、八五〇	石	一、〇九九	六	一、〇九九	一、〇九九	一、〇九九	一、〇九九
日野郡		八、三二二	石	七、五九五	石	五、七六六	四	五、七六六	一、五五六	二、二一九	一、〇八四

大東亞戦争は我が國未曾有の大戦争であつて、しかも當然長期に亘るべきことは國民齊しく覺悟してゐる處であるが、この爲にはその基礎條件たる國民主要食糧の國內自給鐵則により、米穀の増産確保を圖つて如何なる事態に直面しても微動だもせしめないことが第一の要諦である。
 よつて政府ではこの昭和十七年度米穀増産に於て新たに米穀生産數量七千一百六十三萬九千二百七十九石の生産計畫を樹立してこれが達成に邁進せられてゐるのであつて、従つて本縣でもこれに順應して本年の米穀七十七萬四千九十八石の生産計畫を樹て、これを次の如く郡市別に割當て、その完全達成を期してゐる。

00016

ゴム底布靴とゴム靴の 廢品を回收

新品購入者は舊品と引換え

(商工課)

縣では昭和十五年十二月よりゴム資源を確保するため新舊品引換えに依る回收及び一般の自覺に依る廢品の積極的供出等に依り地下足袋の廢品回收に着手して好成績を収めつゝあるが、併し地下足袋の回收だけではゴム資源の充分なる確保を期することは出来ないで、本月十日より更に次の如き要綱に依つて地下足袋に加へてゴム底布靴及びゴム靴に付ても同様廢品の回收を行ふことゝなつた。

本要綱に依ると切符の交付を受けた者で新品を購入する場合は舊品を販賣店に持つて行かなければならぬことになつてゐる。併し舊品がない者で縣、市町村長、町内會長、部落會長及び學童用向のものに付ては學校長(幼稚園長、託兒所長を含む)の承認を得た場合には購入することが出来ることになつてゐるが、戦時下絕對必要なゴム資源を確保する上に於て各需要者は極力舊品を出して買ひやう切符に堪えない次第である。

地下足袋・ゴム底布靴・ゴム靴新舊品 引手要綱

- 一 地下足袋、ゴム底布靴及びゴム靴の新舊品引換は本要綱に依る。
 - 二 地下足袋、ゴム底布靴、ゴム靴の各共同配給所及び單位産業組合(以下配給所と云ふ)は舊品と引換えてなければ新品を販賣することは出来ない、但し特別の事情に依り需要者が縣、市町村長又は町内會長、部落會長若しくは學校長(幼稚園長、託兒所長を含む)の承認を得た場合は此の限りでない。
 - 三 需要者が提出すべき舊品は使用に堪えなくなつたものに限る
 - 四 配給所は右に依つて回收した舊品を販賣期限終了後十日以内
- に引換へたる舊品種別、市町村別(學校、團體等を含む)數量報告書を添へ、所屬商業組合及び産業組合聯合會(以下商産組と云ふ)に送付すること。

商産組は之を取纏めて鳥取縣屑物問屋卸商業組合(以下屑物組合と云ふ)(鳥取市元大工町二五牧野貞美方)に賣却すると共に其の品種別數量を鳥取縣ゴム被服類卸商業組合(米子市尾高町二四勝田傳六方)及び中國再生ゴム材料卸商業組合(神戸市林田區神樂町三ノ一〇八)に通知すること。屑物組合は中國再生ゴム材料卸商業組合に賣却すること。

00017

五 鳥取縣ゴム被服類卸商業組合(以下屑物組と云ふ)に於て直賣分に依る回收舊品は前項に準じ之を賣却すると共に、直賣に依る回收舊品數量と商産組より報告のあつた數量とを合計して毎月之を縣、全日本地下足袋共同販賣株式會社、日本ゴム履物共販株式會社及び日本再生ゴム材料卸商業組合聯合會に通知すること。

六 屑物組合は舊品を共同購入、共同販賣することとし、卸商組及び商産組より屑物組合の倉庫までの舊品の運搬は屑物組合に於て行ふこと。

七 舊品販賣價格(一貫目單位)は次の通りである。

- 1 卸商組、配給所の買取價格(錢位未滿は切捨てる)
 - イ 地下足袋 四 錢
 - ロ ゴム底布靴 三 錢
 - ハ ゴム靴 六 錢
- 2 卸商組、商産組(店先渡し)の販賣價格(屑物組合の買取價格)
 - イ 地下足袋 十 錢
 - ロ ゴム底布靴 七 錢
 - ハ ゴム靴 十三 錢
- 3 屑物組合の販賣價格(中國再生ゴム材料卸商業組合の買取價格)
 - イ 地下足袋 二十五 錢
 - ロ ゴム底布靴 二十 錢
 - ハ ゴム靴 三十 錢

價格) 兵器献納資源回收 運動釀出金報告

品名	金額	町村名
イ 地下足袋	二十五 錢	東伯郡長瀬村
ロ ゴム底布靴	二十 錢	日野郡石見村
ハ ゴム靴	三十 錢	日野郡黒坂町
金 六圓六拾七錢		西伯郡五千石村
金 六圓四錢		氣高郡鹿野町
金 八圓九拾錢		東伯郡上小鴨村
金 四拾五圓六錢		西伯郡光徳村
金 拾參圓參拾五錢		入頭郡散岐村
金 九圓九拾八錢		入頭郡上私都村
金 拾參圓參拾七錢		東伯郡榮村
金 貳拾九圓參拾五錢		西伯郡大山村
金 六圓七拾錢		東伯郡舍人村
金 四圓拾六錢		
金 五圓六拾七錢		
金 拾四圓七拾五錢		

一金貳拾圓	西伯郡大高村
一金四圓九拾四錢	日野郡福榮村
一金貳圓拾五錢	西伯郡大和村
一金五拾貳圓五拾錢	西伯郡渡村
一金拾七圓貳拾四錢	日野郡日野村
金拾參圓九拾五錢	東伯郡橋津村
一金拾九圓參拾五錢	東伯郡赤碓町
一金拾八圓四拾錢	岩美郡岩井町
一金拾圓貳錢	東伯郡灘手村
一金貳拾八圓六拾九錢	西伯郡中濱村
一金拾四圓五拾七錢	日野郡二部村
一金拾六圓五拾參錢	入頭郡池田村
一金五圓參拾錢	西伯郡宇田川村
一金拾壹圓拾四錢	入頭郡佐治村
一金六圓六拾八錢	東伯郡浦安村
一金四拾參圓八拾五錢	東伯郡旭村
一金拾九圓四錢	日野郡溝口町
一金拾四圓七拾參錢	氣高郡明治村
一金壹百拾四圓八拾錢	西伯郡境町

◎ 行旅死亡人

- 一 取扱者 三重縣阿山郡河合村長
 - 一 本籍住所氏名 不詳 年齡四五十歲位男
 - 一 屍體ノ狀況 白骨化シタル爲不明(昭和十六年六月頃縊死シタルモノト推定サル)
 - 一 着衣、遺留品其他 白木綿綿浴衣中折ペナマ夏帽子、黒朱子足袋、巾廣下駄、洋傘、錦紗兵兒帶、金七拾錢
- 十一月十六日發見同村大字圓徳院共同墓地ニ假埋葬ス
右心當リノ向ニ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名不詳 推定年齡六十五歲位ノ男
 - 右ハ昭和十六年十月二十六日午後二時二十分頃奈良驛三等待合所ニ於テ死亡、身許不詳ニ付行旅死亡人トシテ奈良警察署長ヨリ死屍引渡ヲ受ケ市營墓地(假埋葬ニ附ス
 - 北葛城郡高田町長拔
 - 一 本籍、住所、職業、氏名不詳 推定年齡六十歲位
 - 一 相貌 身丈五尺一寸位、鼻下ニ、チヨボ髭アリ中肉、面長色白キ方、頭髮、丸刈、鼻高シ
 - 一 本籍地又ハ住所發途ノ原因年月日不詳
 - 一 著衣、所持品、遺留品
 - 木綿ノ茶三筋ノ横縞丹前ヲ着シ白ネル腰卷毛メリヤスノシヤツ同バツチ、錦紗ノ兵兒帶桐臺地下履(大阪天五(イ)尾張屋堀川八六九)ノマツアアリ 所持品遺留品ナシ
- 右ハ昭和十六年十二月三十日高田町磯野領ニ於テ行倒レ其後死亡高田警察署ヨリ引渡シテ受ケ假埋葬ニ附ス
右心當リノ向ニ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年三月十日印刷
昭和十七年三月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市刑務支所